: 特定重大事故等対処施設(2023年10月4日許可)との相違

女川 2 号炉 特定重大事故等対処施設 (2023 年 10 月 4 日許可)	女川 2 号炉 設置変更許可申請書	差異理由
別添 <mark>8</mark>	別添 <mark>了</mark>	・別添番号の相違
添付書類十一	添付書類十一	
変更後における発電用原子炉施設の 保安のための業務に係る品質管理に必要な	変更後における発電用原子炉施設の 保安のための業務に係る品質管理に必要な	
体制の整備に関する説明書	体制の整備に関する説明書	

女川 2 号炉 特定重大事故等対処施設(2023年10月4日許可)

女川 2 号炉 設置変更許可申請書

差異理由

1. 概要

本説明書は、変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書として、品質管理に関する事項に基づき、発電用原子炉施設の当該設置変更許可申請(以下「本申請」という。)に当たって実施した設計活動に係る品質管理の実績及びその後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項を記載する。

2. 基本方針

本説明書では、本申請における、「実施した設計活動に係る品質管理の実績」及び「その後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項」を、以下のとおり説明する。

(1) 実施した設計活動に係る品質管理の実績

「実施した設計活動に係る品質管理の実績」として、実施した設計の管理の方法を「3. 設計活動に係る品質管理の実績」に記載する。

具体的には、組織について「3.1 本申請における設計に係る組織(組織内外の相互関係及び情報伝達含む。)」に、実施する各段階について「3.2 本申請における設計の各段階とそのレビュー」に、品質管理の方法について「3.3 本申請における設計に係る品質管理の方法」に、調達管理の方法について「3.4 本申請における調達管理の方法」に、文書管理について「3.5 本申請における文書及び記録の管理」に、不適合管理について「3.6 本申請における不適合管理」に記載する。

(2) その後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項

その後の工事等の活動に係る品質管理の方法,組織等に係る事項については,「4. その後の工事等の活動に係る品質管理の方法等」に記載する。

具体的には、組織について「4.1 その後の工事等の活動に係る組織(組織内外の相互関係及び情報伝達含む。)」に、実施する各段階について「4.2 その後の設計、工事等の各段階とそのレビュー」に、品質管理の方法について「4.3 その後の設計に係る品質管理の方法」、「4.4 工事に係る品質管理の方法」及び「4.5 使用前事業者検査の方法」に、設計及び工事の計画の認可申請(以下「設工認」という。)における調達管理の方法について「4.6 設工認における調達管理の方法」に、文書管理について「4.7 その後の設計、工事等における文書及び記録の管理」に、不適合管理について「4.8 その後の不適合管理」に記載する。

また、設工認に基づき、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成 25 年 6 月 28 日原子力規制委員会規則第 6 号)」(以下「技術基準規則」という。)等への適合性を確保するために必要となる設備(以下「適合性確認対象設備」という。)の施設管理について、「5. 適合性確認対象設備の施設管理」に記載する。

3. 設計活動に係る品質管理の実績

本申請に当たって実施した設計に係る品質管理は、発電用原子炉設置変更許可申請書本文における「十一 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」 (以下「設置許可本文十一号」という。) に基づき以下のとおり実施する。

ただし、本申請における設計及び調達に係る実績のうち、「原子力利用における安全対策の強化の ための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律」に基づき 変更認可された発電用原子炉施設保安規定の施行までに実施した業務は、設置許可本文十一号に基 づくものではないことから、本申請における活動実績に応じて記載する。

なお、令和2年4月1日に届出を実施した本文十一号について、変更となる事項はない。

3.1 本申請における設計に係る組織(組織内外の相互関係及び情報伝達含む。) 設計及び調達は、第1図に示す本店組織及び発電所組織に係る体制で実施する。

1. 概要

本説明書は、変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書として、品質管理に関する事項に基づき、発電用原子炉施設の当該設置変更許可申請(以下「本申請」という。)に当たって実施した設計活動に係る品質管理の実績及びその後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項を記載する。

2. 基本方針

本説明書では、本申請における、「実施した設計活動に係る品質管理の実績」及び「その後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項」を、以下のとおり説明する。

(1) 実施した設計活動に係る品質管理の実績

「実施した設計活動に係る品質管理の実績」として、実施した設計の管理の方法を「3. 設計活動に係る品質管理の実績」に記載する。

具体的には、組織について「3.1 本申請における設計に係る組織(組織内外の相互関係及び情報伝達含む。)」に、実施する各段階について「3.2 本申請における設計の各段階とそのレビュー」に、品質管理の方法について「3.3 本申請における設計に係る品質管理の方法」に、調達管理の方法について「3.4 本申請における調達管理の方法」に、文書管理について「3.5 本申請における文書及び記録の管理」に、不適合管理について「3.6 本申請における不適合管理」に記載する。

(2) その後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項

その後の工事等の活動に係る品質管理の方法,組織等に係る事項については,「4. その後の工事等の活動に係る品質管理の方法等」に記載する。

具体的には、組織について「4.1 その後の工事等の活動に係る組織(組織内外の相互関係及び情報伝達含む。)」に、実施する各段階について「4.2 その後の設計、工事等の各段階とそのレビュー」に、品質管理の方法について「4.3 その後の設計に係る品質管理の方法」、「4.4 工事に係る品質管理の方法」及び「4.5 使用前事業者検査の方法」に、設計及び工事の計画の認可申請(以下「設工認」という。)における調達管理の方法について「4.6 設工認における調達管理の方法」に、文書管理について「4.7 その後の設計、工事等における文書及び記録の管理」に、不適合管理について「4.8 その後の不適合管理」に記載する。

また、設工認に基づき、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成25年6月28日原子力規制委員会規則第6号)」(以下「技術基準規則」という。)等への適合性を確保するために必要となる設備(以下「適合性確認対象設備」という。)の施設管理について「5. 適合性確認対象設備の施設管理」に記載する。

3. 設計活動に係る品質管理の実績

本申請に当たって実施した設計に係る品質管理は、発電用原子炉設置変更許可申請書本文における「十一 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」 (以下「設置許可本文十一号」という。)に基づき以下のとおり実施する。

ただし、本申請における設計及び調達に係る実績のうち、「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律」に基づき変更認可された発電用原子炉施設保安規定の施行までに実施した業務は、設置許可本文十一号に基づくものではないことから、本申請における活動実績に応じて記載する。

なお, 令和2年4月1日に届出を実施した<mark>設置許可</mark>本文十一号について, 変更となる事項はない。

3.1 本申請における設計に係る組織(組織内外の相互関係及び情報伝達含む。) 設計及び調達は、第1図に示す本店組織及び発電所組織に係る体制で実施する。 ・記載の適正化(他記載と整合)

・記載の適正化(略 称)

	· 付 春頬十一	
女川 2 号炉 特定重大事故等対処施設 (2023 年 10 月 4 日許可)	女川 2 号炉 設置変更許可申請書	差異理由
また、設計(「3.3 本申請における設計に係る品質管理の方法」) <mark>並びに</mark> 調達(「3.4 本申請における調達管理の方法」)の各プロセスを主管する組織を第1表に示す。 第1表に示す各プロセスを主管する組織の長は、担当する設備に関する設計 <mark>並びに</mark> 調達について、 責任と権限を持つ。	また、設計(「3.3 本申請における設計に係る品質管理の方法」 <mark>参照</mark>) <mark>及び</mark> 調達(「3.4 本申請における調達管理の方法」 <mark>参照</mark>)の各プロセスを主管する組織を第1表に示す。 第1表に示す各プロセスを主管する組織の長は、担当する設備に関する設計 <mark>及び</mark> 調達について、 責任と権限を持つ。	・記載の適正化 (4.3.3(4)と整合) ・記載の適正化
3.1.1 設計に係る組織 設計は、第1図に示す主管組織のうち、「3.3 本申請における設計に係る品質管理の方法」に係 る組織が設計を主管する組織として実施する。 この設計に必要な資料の作成を行うため、第1表に示す体制を定めて設計に係る活動を実施する。 なお、本申請において上記による体制で実施した。	3.1.1 設計に係る組織 設計は、第1図に示す主管組織のうち、「3.3 本申請における設計に係る品質管理の方法」に係 る組織が設計を主管する組織として実施する。 この設計に必要な資料の作成を行うため、第1表に示す体制を定めて設計に係る活動を実施する。 なお、本申請において上記による体制で実施した。	
3.1.2 調達に係る組織 調達は、第1表に示す本店組織の調達を主管する組織で実施する。 なお、本申請において上記による体制で実施した。	3.1.2 調達に係る組織 調達は、第1表に示す本店組織の調達を主管する組織で実施する。 なお、本申請において上記による体制で実施した。	
3.2 本申請における設計の各段階とそのレビュー本申請における設計は、本申請における申請書作成及びこれに付随する基本的な設計として、設置許可本文十一号「7.3 設計開発」のうち、必要な事項に基づき以下のとおり実施する。本申請における設計の各段階と設置許可本文十一号との関係を第2表に示す。設計を主管する組織の長は、第2表に示すアウトプットに対する審査(以下「レビュー」という。)を実施するとともに、記録を管理する。なお、設計の各段階におけるレビューについては、第1表に示す設計を主管する組織の中で当該設備の設計に関する専門家を含めて実施する。なお、本申請において上記による活動を実施した。	3.2 本申請における設計の各段階とそのレビュー本申請における設計は、本申請における申請書作成及びこれに付随する基本的な設計として、設置許可本文十一号「7.3 設計開発」のうち、必要な事項に基づき以下のとおり実施する。本申請における設計の各段階と設置許可本文十一号との関係を第2表に示す。設計を主管する組織の長は、第2表に示すアウトプットに対する審査(以下「レビュー」という。)を実施するとともに、記録を管理する。設計の各段階におけるレビューについては、第1表に示す設計を主管する組織の中で当該設備の設計に関する専門家を含めて実施する。なお、本申請において上記による活動を実施した。	・記載の適正化
3.3 本申請における設計に係る品質管理の方法 設計を主管する組織の長は、本申請における設計として、「3.3.1 設計開発に用いる情報の明確 化」、「3.3.2(1) 申請書作成のための設計」及び「3.3.2(2) 設計のアウトプットに対する検証」 の各段階を実施する。 以下に各段階の活動内容を示す。	3.3 本申請における設計に係る品質管理の方法 設計を主管する組織の長は、本申請における設計として、「3.3.1 設計開発に用いる情報の明確 化」、「3.3.2(1) 申請書作成のための設計」及び「3.3.2(2) 設計のアウトプットに対する検証」 の各段階を実施する。 以下に各段階の活動内容を示す。	
3.3.1 設計開発に用いる情報の明確化 設計を主管する組織の長は,本申請に必要な設計開発に用いる情報を明確にする。 なお,本申請において上記による活動を実施した。	3.3.1 設計開発に用いる情報の明確化 設計を主管する組織の長は,本申請に必要な設計開発に用いる情報を明確にする。 なお,本申請において上記による活動を実施した。	
3.3.2 設計及び設計のアウトプットに対する検証 設計を主管する組織の長は、本申請における設計を以下のとおり実施する。 (1) 申請書作成のための設計 設計を主管する組織の長は、本申請における申請書作成のための設計を実施する。 また、設計を主管する組織の長は、本申請における申請書の作成に必要な基本的な設計の品質を 確保する上で重要な活動となる、「調達による解析」及び「手計算による自社解析」について、個 別に管理事項を実施し、品質を確保する。 なお、本申請において上記による活動を実施した。	3.3.2 設計及び設計のアウトプットに対する検証 設計を主管する組織の長は、本申請における設計を以下のとおり実施する。 (1) 申請書作成のための設計 設計を主管する組織の長は、本申請における申請書作成のための設計を実施する。 また、設計を主管する組織の長は、本申請における申請書の作成に必要な基本的な設計の品質を 確保する上で重要な活動となる、「調達による解析」及び「手計算による自社解析」について、個 別に管理事項を実施し、品質を確保する。 なお、本申請において上記による活動を実施した。	
(2) 設計のアウトプットに対する検証 設計を主管する組織の長は、「3.3.2 設計及び設計のアウトプットに対する検証」のアウトプッ	(2) 設計のアウトプットに対する検証 設計を主管する組織の長は、「3.3.2 設計及び設計のアウトプットに対する検証」のアウトプッ	

女川 2 号炉 特定重大事故等対処施設(2023年10月4日許可)

トが設計のインプット(「3.3.1 設計開発に用いる情報の明確化」)で与えられた要求事項に対する適合性を確認した上で,要求事項を満たしていることの検証を,組織の要員に指示する。

なお、この検証は当該業務を直接実施した原設計者以外の者に実施させる。

なお、本申請において上記による活動を実施した。

(3) 申請書の作成

設計を主管する組織の長は、本申請における申請書作成のための設計からのアウトプットを基 に、本申請に必要な書類等を取りまとめる。

なお, 本申請において上記による活動を実施した。

(4) 申請書の承認

設計を主管する組織の長は、作成した資料を取りまとめ、原子炉施設保安委員会へ付議し、審議 及び確認を得る。

また、本申請の提出手続きを主管する組織の長は、原子炉施設保安委員会の審議及び確認を得た本申請における申請書について、原子力規制委員会への提出手続きの承認を得る。

なお、本申請において上記による活動を実施した。

3.3.3 設計における変更

設計を主管する組織の長は、設計の変更が必要となった場合、各設計結果のうち、影響を受ける ものについて必要な設計を実施し、影響を受けた段階以降の設計結果を必要に応じ修正する。 なお、本申請において上記による活動を実施した。

3.3.4 新検査制度移行に際しての本申請における設計管理の特例

設計を主管する組織の長が実施する本申請における設計管理の対象となる業務のうち,「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律」に基づき変更認可された発電用原子炉施設保安規定の施行までに実施した本申請における申請書作成に係る社内手続き又は基本設計に係る調達製品の検証については、設置許可本文十一号に基づく設計管理は適用しない。

3.4 本申請における調達管理の方法

調達を主管する組織の長は、調達管理を確実にするために、設置許可本文十一号に基づき以下に 示す管理を実施する。

3.4.1 供給者の技術的評価

調達を主管する組織の長は、供給者が当社の要求事項に従って調達製品を供給する技術的な能力を判断の根拠として、供給者の技術的評価を実施する。

なお、本申請において上記による活動を実施した。

3.4.2 供給者の選定

調達を主管する組織の長は、本申請における設計に必要な調達を行う場合、調達に必要な要求事項を明確にし、契約を主管する組織の長へ供給者の選定を依頼する。

また、契約を主管する組織の長は、「3.4.1 供給者の技術的評価」で、技術的な能力があると判断した供給者を選定する。

供給者に対しては品質保証計画書を提出させ審査する。

なお, 本申請において上記による活動を実施した。

女川 2 号炉 設置変更許可申請書

トが設計のインプット(「3.3.1 設計開発に用いる情報の明確化」<mark>参照</mark>)で与えられた要求事項に対する適合性を確認した上で、要求事項を満たしていることの検証を、組織の要員に指示する。 ただし、この検証は当該業務を直接実施した原設計者以外の者に実施させる。

なお、本申請において上記による活動を実施した。

(3) 申請書の作成

設計を主管する組織の長は、本申請における申請書作成のための設計からのアウトプットを基 に、本申請に必要な書類等を取りまとめる。

なお、本申請において上記による活動を実施した。

(4) 申請書の承認

設計を主管する組織の長は、作成した資料を取りまとめ、原子炉施設保安委員会へ付議し、審議 及び確認を得る。

また、本申請の提出手続きを主管する組織の長は、原子炉施設保安委員会の審議及び確認を得た 本申請における申請書について、原子力規制委員会への提出手続きの承認を得る。

なお、本申請において上記による活動を実施した。

3.3.3 設計における変更

設計を主管する組織の長は、設計の変更が必要となった場合、各設計結果のうち、影響を受ける ものについて必要な設計を実施し、影響を受けた段階以降の設計結果を必要に応じ修正する。 なお、本申請において上記による活動を実施した。

3.3.4 新検査制度移行に際しての本申請における設計管理の特例

設計を主管する組織の長が実施する本申請における設計管理の対象となる業務のうち、「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律」に基づき変更認可された発電用原子炉施設保安規定の施行までに実施した本申請における申請書作成に係る社内手続き又は基本設計に係る調達製品の検証については、設置許可本文十一号に基づく設計管理は適用しない。

3.4 本申請における調達管理の方法

調達を主管する組織の長は、調達管理を確実にするために、設置許可本文十一号に基づき以下に示す管理を実施する。

3.4.1 供給者の技術的評価

調達を主管する組織の長は、供給者が当社の要求事項に従って調達製品を供給する技術的な能力を判断の根拠として、供給者の技術的評価を実施する。

なお、本申請において上記による活動を実施した。

3.4.2 供給者の選定

調達を主管する組織の長は、本申請における設計に必要な調達を行う場合、調達に必要な要求事項を明確にし、契約を主管する組織の長へ供給者の選定を依頼する。

また、契約を主管する組織の長は、「3.4.1 供給者の技術的評価」で、技術的な能力があると判断した供給者を選定する。

供給者に対しては品質保証計画書を提出させ審査する。

なお,本申請において上記による活動を実施した。

差異理由
・記載の適正化
(4.3.3(4)と整合)
・記載の適正化(条

件付きによる)

女川 2 号炉 特定重大事故等対処施設 (2023 年 10 月 4 日許可)	女川 2 号炉 設置変更許可申請書	差異理由
3.4.3 調達管理 調達を主管する組織の長は、調達に関する品質保証活動を行うに当たって、以下に基づき業務を 実施する。 なお、本申請において上記による活動は以下のとおり実施した。 (1) 仕様書の作成 調達を主管する組織の長は、業務の内容に応じ、設置許可本文十一号に基づく調達要求事項を含 めた仕様書を作成し、供給者の業務実施状況を適切に管理する。(「3.4.3(2) 調達した役務の検 証」参照)	3.4.3 調達管理 調達を主管する組織の長は、調達に関する品質保証活動を行うに当たって、以下に基づき業務を 実施する。 なお、本申請において上記による活動は以下のとおり実施した。 (1) 仕様書の作成 調達を主管する組織の長は、業務の内容に応じ、設置許可本文十一号に基づく調達要求事項を含 めた仕様書を作成し、供給者の業務実施状況を適切に管理する(「3.4.3(2) 調達した役務の検証」 参照)。	・記載の適正化
(2) 調達した役務の検証 調達を主管する組織の長は,調達した役務が調達要求事項を満たしていることを確実にするため に調達した役務の検証を行う。 供給者先で検証を実施する場合は,あらかじめ仕様書で検証の要領及び調達した役務のリリース の方法を明確にした上で,検証を行う。	(2) 調達した役務の検証 調達を主管する組織の長は、調達した役務が調達要求事項を満たしていることを確実にするため に調達した役務の検証を行う。 供給者先で検証を実施する場合は、あらかじめ仕様書で検証の要領及び調達した役務のリリース の方法を明確にした上で、検証を行う。	
3.4.4 供給者に対する品質監査 供給者に対する監査を主管する組織の長は、供給者の品質保証活動及び健全な安全文化を育成し 維持するための活動が適切で、かつ、確実に行われていることを確認するために、供給者に対する 品質監査を実施する。 なお、本申請において上記による活動は以下のとおり実施した。	3.4.4 供給者に対する品質監査 供給者に対する監査を主管する組織の長は、供給者の品質保証活動及び健全な安全文化を育成し 維持するための活動が適切で、かつ、確実に行われていることを確認するために、供給者に対する 品質監査を実施する。	・実績の相違
3.5 本申請における文書及び記録の管理 本申請における設計に係る文書及び記録については、品質マネジメント文書、それらに基づき作成される品質記録であり、これらを適切に管理する。	3.5 本申請における文書及び記録の管理 本申請における設計に係る文書及び記録については、品質マネジメント文書、それらに基づき作成される品質記録であり、これらを適切に管理する。	
3.6 本申請における不適合管理 本申請に基づく設計において発生した不適合については、適切に処置を行う。	3.6 本申請における不適合管理 本申請に基づく設計において発生した不適合については,適切に処置を行う。	
4. その後の工事等の活動に係る品質管理の方法等 その後の工事等の活動に係る品質管理の方法,組織等に係る事項については,設置許可本文十一 号に基づき以下のとおり実施する。	4. その後の工事等の活動に係る品質管理の方法等 その後の工事等の活動に係る品質管理の方法,組織等に係る事項については,設置許可本文十一 号に基づき以下のとおり実施する。	
4.1 その後の工事等の活動に係る組織(組織内外の相互関係及び情報伝達含む。) その後の工事等の活動は、第1図に示す本店組織及び発電所組織に係る体制で実施する。	4.1 その後の工事等の活動に係る組織(組織内外の相互関係及び情報伝達含む。) その後の工事等の活動は,第1図に示す本店組織及び発電所組織に係る体制で実施する。	
4.2 その後の設計,工事等の各段階とそのレビュー 4.2.1 設計及び工事等のグレード分けの適用 設計及び工事等におけるグレード分けは,発電用原子炉施設の安全上の重要度に応じて行う。	4.2 その後の設計,工事等の各段階とそのレビュー 4.2.1 設計及び工事等のグレード分けの適用 設計及び工事等におけるグレード分けは,発電用原子炉施設の安全上の重要度に応じて行う。	
4.2.2 設計及び工事等の各段階とそのレビュー 設計又は工事を主管する組織の長並びに検査を担当する組織の長は、その後における設計及び工 事等の各段階において、レビューを実施するとともに、記録を管理する。 なお、設計の各段階におけるレビューについては、設計及び工事を主管する組織の中で当該設備 の設計に関する専門家を含めて実施する。	4.2.2 設計及び工事等の各段階とそのレビュー 設計又は工事を主管する組織の長並びに検査を担当する組織の長は、その後における設計及び工 事等の各段階において、レビューを実施するとともに、記録を管理する。 設計の各段階におけるレビューについては、設計及び工事を主管する組織の中で当該設備の設計 に関する専門家を含めて実施する。	・記載の適正化 (3.2 と整合)

女川 2 号炉 特定重大事故等対処施設 (2023 年 10 月 4 日許可)	女川 2 号炉 設置変更許可申請書	差異理由
4.3 その後の設計に係る品質管理の方法 設計を主管する組織の長は、設工認における技術基準規則等への適合性を確保するための設計を 実施する。	4.3 その後の設計に係る品質管理の方法 設計を主管する組織の長は、設工認における技術基準規則等への適合性を確保するための設計を 実施する。	
4.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化 その後の設計を主管する組織の長は,設工認に必要な要求事項を明確にする。	4.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化 その後の設計を主管する組織の長は,設工認に必要な要求事項を明確にする。	
4.3.2 各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定 その後の設計を主管する組織の長は、各条文の対応に必要な適合性確認対象設備を抽出する。	4.3.2 各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定 その後の設計を主管する組織の長は、各条文の対応に必要な適合性確認対象設備を抽出する。	
4.3.3 設計及び設計のアウトプットに対する検証 設計を主管する組織の長は、適合性確認対象設備の技術基準規則等への適合性を確保するための 設計を実施する。 (1) 基本設計方針の作成(設計1) 設計を主管する組織の長は、技術基準規則等の適合性確認対象設備に必要な要求事項に対する設 計を漏れなく実施するために、技術基準規則の条文ごとに各条文に関連する要求事項を用いて設計 項目を明確にした基本設計方針を作成する。	 4.3.3 設計及び設計のアウトプットに対する検証 設計を主管する組織の長は、適合性確認対象設備の技術基準規則等への適合性を確保するための 設計を実施する。 (1) 基本設計方針の作成(設計1) 設計を主管する組織の長は、技術基準規則等の適合性確認対象設備に必要な要求事項に対する設 計を漏れなく実施するために、技術基準規則の条文ごとに各条文に関連する要求事項を用いて設計 項目を明確にした基本設計方針を作成する。 	
(2) 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計(設計2) 設計を主管する組織の長は、適合性確認対象設備に対し、変更があった要求事項への適合性を確保するための詳細設計を、「設計1」の結果を用いて実施する。	(2) 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計(設計2) 設計を主管する組織の長は、適合性確認対象設備に対し、変更があった要求事項への適合性を確保するための詳細設計を、「設計1」の結果を用いて実施する。	
(3) 詳細設計の品質を確保する上で重要な活動の管理 設計を主管する組織の長は,詳細設計の品質を確保する上で重要な活動となる,「調達による解析」及び「手計算による自社解析」について,個別に管理事項を実施し,品質を確保する。	(3) 詳細設計の品質を確保する上で重要な活動の管理 設計を主管する組織の長は、詳細設計の品質を確保する上で重要な活動となる、「調達による解 析」及び「手計算による自社解析」について、個別に管理事項を実施し、品質を確保する。	
(4) 設計のアウトプットに対する検証 設計を主管する組織の長は、「4.3.3 設計及び設計のアウトプットに対する検証」のアウトプットが設計のインプット(「4.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化」及び「4.3.2 各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定」参照)で与えられた要求事項に対する適合性を確認した上で、要求事項を満たしていることの検証を、原設計者以外の者に実施させる。	(4) 設計のアウトプットに対する検証 設計を主管する組織の長は、「4.3.3 設計及び設計のアウトプットに対する検証」のアウトプットが設計のインプット(「4.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化」及び「4.3.2 各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定」参照)で与えられた要求事項に対する適合性を確認した上で、要求事項を満たしていることの検証を、組織の要員に指示する。 ただし、この検証は当該業務を直接実施した原設計者以外の者に実施させる。	・記載の適正化 (3.3.2(2)と整合)
(5) 設工認申請書の作成 設計を主管する組織の長は、その後の設計からのアウトプットを基に、設工認に必要な書類等を 取りまとめる。	(5) 設工認申請書の作成 設計を主管する組織の長は、その後の設計からのアウトプットを基に、設工認に必要な書類等を 取りまとめる。	
(6) 設工認申請書の承認 設工認申請書の取りまとめを主管する組織の長は、設計を主管する組織の長が作成した資料を取 りまとめ、原子炉施設保安委員会へ付議し、審議及び確認を得る。	(6) 設工認申請書の承認 設工認申請書の取りまとめを主管する組織の長は、設計を主管する組織の長が作成した資料を取 りまとめ、原子炉施設保安委員会へ付議し、審議及び確認を得る。	
4.3.4 設計における変更 設計を主管する組織の長は、設計対象の追加又は変更が必要となった場合、各設計結果のうち、 影響を受けるものについて必要な設計を実施し、影響を受けた段階以降の設計結果を必要に応じ修 正する。	4.3.4 設計における変更 設計を主管する組織の長は、設計対象の追加又は変更が必要となった場合、各設計結果のうち、 影響を受けるものについて必要な設計を実施し、影響を受けた段階以降の設計結果を必要に応じ修 正する。	

調達を主管する組織の長は、設工認に必要な調達を行う場合、原子力安全に及ぼす影響、供給者

添付書類十一 比較表

上川 0 日に 株古老上市北林弘初本部 (0000 左 10 日 4 日新可)	上川0日に 池岡水田並 可由兼事	米田畑上
女川 2 号炉 特定重大事故等対処施設(2023 年 10 月 4 日許可)	女川 2 号炉 設置変更許可申請書	差異理由
4.4 工事に係る品質管理の方法 工事を主管する組織の長は、設備の具体的な設計の実施及びその結果を反映した設備を導入すために必要な工事を、「4.6 設工認における調達管理の方法」の管理を適用して実施する。	4.4 工事に係る品質管理の方法 工事を主管する組織の長は、設備の具体的な設計の実施及びその結果を反映した設備を導入する ために必要な工事を、「4.6 設工認における調達管理の方法」の管理を適用して実施する。	
4.4.1 設備の具体的な設計の実施(設計3) 工事を主管する組織の長は、工事段階において、要求事項に適合するための設備の具体的な設 (設計3)を実施し、決定した設備の具体的な設計結果を取りまとめる。	4.4.1 設備の具体的な設計の実施(設計3) 工事を主管する組織の長は、工事段階において、要求事項に適合するための設備の具体的な設計 (設計3)を実施し、決定した設備の具体的な設計結果を取りまとめる。	
4.4.2 設備の具体的な設計に基づく工事の実施 工事を主管する組織の長は、要求事項に適合する設備を設置するための工事を実施する。	4.4.2 設備の具体的な設計に基づく工事の実施 工事を主管する組織の長は、要求事項に適合する設備を設置するための工事を実施する。	
4.5 使用前事業者検査の方法 使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため、使用前事業者検査を計し、工事を主管する組織からの独立性を確保した検査体制のもと、実施する。		
4.5.1 使用前事業者検査での確認事項 使用前事業者検査での確認事項 使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するために、以下の項目について査を実施する。 (1) 実設備の仕様の適合性確認 (2) 品質マネジメントシステムに係る検査		
4.5.2 使用前事業者検査の計画 検査を主管する組織の長は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため、使用前事業者検定を計画する。		
4.5.3 検査計画の管理 検査の取りまとめを主管する組織の長は、使用前事業者検査の実施時期及び使用前事業者検査 確実に行われることを管理する。	4.5.3 検査計画の管理 検査の取りまとめを主管する組織の長は、使用前事業者検査の実施時期及び使用前事業者検査が 確実に行われることを管理する。	
4.5.4 使用前事業者検査の実施 使用前事業者検査は、検査要領書を作成し、検査体制を確立して <mark>使用前事業者検査を</mark> 実施する。	4.5.4 使用前事業者検査の実施 使用前事業者検査は、検査要領書を作成し、検査体制を確立して実施する。	・記載の適正化(語
4.6 設工認における調達管理の方法 調達を主管する組織の長は、設工認で行う調達管理を確実にするために、品質マネジメント文に基づき以下に示す管理を実施する。	4.6 設工認における調達管理の方法 調達を主管する組織の長は、設工認で行う調達管理を確実にするために、品質マネジメント文書 に基づき以下に示す管理を実施する。	句重複)
4.6.1 供給者の技術的評価 調達を主管する組織の長は、供給者が当社の要求事項に従って調達製品を供給する技術的な能 を判断の根拠として、供給者の技術的評価を実施する。	4.6.1 供給者の技術的評価 加達を主管する組織の長は、供給者が当社の要求事項に従って調達製品を供給する技術的な能力 を判断の根拠として、供給者の技術的評価を実施する。	
4.6.2 供給者の選定	4.6.2 供給者の選定	

調達を主管する組織の長は、設工認に必要な調達を行う場合、原子力安全に及ぼす影響、供給者

女川 2 号炉 特定重大事故等対処施設 (2023 年 10 月 4 日許可) 女川 2 号炉 設置変更許可申請書 差異理由 の実績等を考慮し、業務の重要度に応じてグレード分けを行い管理する。 の実績等を考慮し、業務の重要度に応じてグレード分けを行い管理する。 4.6.3 調達製品の調達管理 4.6.3 調達製品の調達管理 調達を主管する組織の長は、調達に関する品質保証活動を行うに当たって、原子力安全に及ぼす 調達を主管する組織の長は、調達に関する品質保証活動を行うに当たって、原子力安全に及ぼす 影響及び供給者の実績等を考慮し、以下の調達管理に基づき業務を実施する。 影響、供給者の実績等を考慮し、以下の調達管理に基づき業務を実施する。 ・記載の適正化 (4.6.2 と整合) (1) 仕様書の作成 (1) 仕様書の作成 調達を主管する組織の長は、業務の内容に応じ、品質マネジメント文書に基づく調達要求事項を 調達を主管する組織の長は、業務の内容に応じ、品質マネジメント文書に基づく調達要求事項を | 含めた仕様書を作成し、供給者の業務実施状況を適切に管理する。 (「4.6.3(2) 調達製品の管理 | 含めた仕様書を作成し、供給者の業務実施状況を適切に管理する(「4.6.3(2) 調達製品の管理」 ・記載の適正化 参昭) 参照)。 (2) 調達製品の管理 (2) 調達製品の管理 調達を主管する組織の長は、当社が仕様書で要求した製品が確実に納品されるよう調達製品が納 調達を主管する組織の長は、当社が仕様書で要求した製品が確実に納品されるよう調達製品が納 入されるまでの間、製品に応じた必要な管理を実施する。 入されるまでの間、製品に応じた必要な管理を実施する。 (3) 調達製品の検証 (3) 調達製品の検証 調達を主管する組織の長は、調達製品が調達要求事項を満たしていることを確実にするために調 調達を主管する組織の長は、調達製品が調達要求事項を満たしていることを確実にするために調 達製品の検証を行う。 達製品の検証を行う。 なお、供給者先で検証を実施する場合、あらかじめ仕様書で検証の要領及び調達製品のリリース なお、供給者先で検証を実施する場合、あらかじめ仕様書で検証の要領及び調達製品のリリース の方法を明確にした上で、検証を行う。 の方法を明確にした上で、検証を行う。 4.6.4 供給者に対する品質監査 4.6.4 供給者に対する品質監査 供給者に対する監査を主管する組織の長は、供給者の品質保証活動及び健全な安全文化を育成し 供給者に対する監査を主管する組織の長は、供給者の品質保証活動及び健全な安全文化を育成し 維持するための活動が適切で、かつ、確実に行われていることを確認するために、供給者に対する 維持するための活動が適切で、かつ、確実に行われていることを確認するために、供給者に対する 品質監査を実施する。 品質監査を実施する。 4.7 その後の設計、工事等における文書及び記録の管理 4.7 その後の設計、工事等における文書及び記録の管理 その後の設計、工事等における文書及び記録については、品質マネジメント文書、それらに基づ その後の設計、工事等における文書及び記録については、品質マネジメント文書、それらに基づ き作成される品質記録であり、これらを適切に管理する。 き作成される品質記録であり、これらを適切に管理する。 4.8 その後の不適合管理 4.8 その後の不適合管理 その後の設計、工事及び試験・検査において発生した不適合については適切に処置を行う。 その後の設計、工事及び試験・検査において発生した不適合については適切に処置を行う。 5. 適合性確認対象設備の施設管理 5. 適合性確認対象設備の施設管理 工事を主管する組織の長は、適合性確認対象設備について、技術基準規則への適合性を使用前事 工事を主管する組織の長は、適合性確認対象設備について、技術基準規則への適合性を使用前事 業者検査を実施することにより確認し、適合性確認対象設備の使用開始後においては、施設管理に 業者検査を実施することにより確認し、適合性確認対象設備の使用開始後においては、施設管理に 係る業務プロセスに基づき発電用原子炉施設の安全上の重要度に応じた点検計画を策定し保全を実 係る業務プロセスに基づき発雷用原子炉施設の安全上の重要度に応じた点検計画を策定し保全を実 施することにより、適合性を維持する。 施することにより、適合性を維持する。

第1表 本申請における設計及び調達の実施の体制表 プロセス 主管組織 本店 原子力部 原子力人財育成 本店 原子力部 原子力運営	第1表 本申請における設計及び調達の実施の体制表 プロセス 主管組織	
本店 原子力部 原子力人財育成	プロセス 主管組織	
本申請における設 計に係る品質管理 の方法 本店 原子力部 原子力設備 本店 原子力部 原子力設備 本店 原子力部 原子力技術 本店 土木建築部 火力原子力土木 本店 土木建築部 原子力建築	本店 原子力部 原子力人財育成本店 原子力部 原子力人財育成本店 原子力部 原子力運営本店 原子力部 放射線管理本店 原子力部 原子力設備本店 原子力部 原子力設備本店 原子力部 原子力技術本店 土木建築部 火力原子力土木本店 土木建築部 原子力建築	・設計及び調達値 の相違
本店 原子力部 原子力人財育成 本店 原子力部 原子力運営 本店 原子力部 原子力防災・防護 本店 原子力部 原子力防災・防護 本店 原子力部 原子力設備 本店 原子力部 原子力技術 本店 原子力部 原子力技術 本店 上木建築部 火力原子力土木 本店 土木建築部 原子力建築	本店 原子力部 原子力人財育成本店 原子力部 原子力運営本店 原子力部 原子力運営本店 原子力部 放射線管理本店 原子力部 原子力設備本店 原子力部 原子力設備本店 原子力部 原子力技術本店 土木建築部 火力原子力土木本店 土木建築部 原子力建築	

るレビュー」の各段階を示す。

添付書類十一 比較表

女川 2 号炉 特定重大事故等対処施設 (2023 年 10 月 4 日許可) 女川 2 号炉 設置変更許可申請書 差異理由 第2表 本申請における設計及び調達の各段階 第2表 本申請における設計及び調達の各段階 設置許可本文十一号 設置許可本文十一号 各段階 概要 各段階 概要 の対応項目 の対応項目 本申請における設計 本申請及びこれに付 本申請における設計 本申請及びこれに付 3.3 に係る品質管理の方 7.3.1 設計開発計画 随する基本設計を実 3.3 に係る品質管理の方 7.3.1 設計開発計画 随する基本設計を実 施するための計画 洪 施するための計画 本申請及びこれに付 本申請及びこれに付 設計開発に用いる情 7.3.2 設計開発に用 設計開発に用いる情 7.3.2 設計開発に用 随する基本設計の要 3, 3, 1 随する基本設計の要 3, 3, 1 報の明確化 報の明確化 いる情報 いる情報 求事項の明確化 求事項の明確化 申請書作成のための 7.3.3 設計開発の結 本申請における申請 申請書作成のための 7.3.3 設計開発の結 本申請における申請 設計 3.3.2(1)* 設計 3.3.2(1)** 果に係る情報 書作成のための設計 設計 果に係る情報 書作成のための設計 本申請及びこれに付 本申請及びこれに付 設計のアウトプット 7.3.5 設計開発の検 設計のアウトプット 7.3.5 設計開発の検 3. 3. 2(2) 随する基本設計の妥 随する基本設計の妥 3. 3. 2(2) に対する検証 に対する検証 証 証 当性のチェック 当性のチェック 7.3.7 設計開発の変 設計対象の追加や変 7.3.7 設計開発の変 設計対象の追加や変 3. 3. 3* 3. 3. 3** 設計における変更 設計における変更 更の管理 更時の対応 更の管理 更時の対応 本申請における調達 本申請における調達 本申請に必要な設計 本申請に必要な設計 調達 3.4 7.4 調達 調達 3.4 7.4 調達 管理の方法 管理の方法 に係る調達管理 に係る調達管理 ※「3.2 本申請における設計の各段階とそのレビュー」で述べている「設計の各段階におけ ※「3.2 本申請における設計の各段階とそのレビュー」で述べている「設計の各段階におけ

るレビュー」の各段階を示す。

